

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
132	国・地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害時における放置車両の移動権限の付与等	大規模災害発生時における救出救助をはじめとした災害対策活動の展開に必要となる緊急輸送ルートを円滑かつ迅速に確保するため、災害対策基本法の改正など法令の整備により、臨港道路の管理者に対しても、自ら立ち往生車両や放置車両の移動等を可能にし、やむを得ない限度での破壊を容認するとともに、併せて損失補償を規定するといった放置車両等の移動等に関する権限を付与するなど、放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じること。	【現在の制度】 道路管理者に対して、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両等の移動や、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他物件を破損できる権限を付与するため、平成26年11月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行された。しかし、本法によりこれらの権限が付与されるのは、道路法に規定する道路管理者等に限定されており、臨港道路(港湾法第2条第5項4号に規定する臨港交通施設の道路・橋梁)の管理者である港湾管理者は適用外となっている。 【支障事例】 大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都地域防災計画の中で広域輸送基地にも位置づけられたふ頭を抱える臨海部は、甚大な被害が想定される地域への救出救助活動及びその後の被災者に対する緊急物資輸送等を円滑に展開するために重要な活動拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 【制度改正の必要性】 首都直下地震では甚大な被害が想定されており、被害を軽減するためには、発災直後から、救出救助・医療救護活動をはじめとした応急対策活動を迅速かつ円滑に展開することが極めて重要となることから、これらの活動に従事する車両を被災現場に送り込む経路及び傷病者を医療機関に搬送する経路等の緊急輸送ルートを優先的に確保するための道路啓開を早期に実施する必要がある。 【制度改正の効果】 臨港道路において、発災時に迅速な道路啓開による通行確保を可能とする放置車両対策が強化されることで、臨海部と被災地域との緊急輸送道路のネットワークを構築できる。	災害対策基本法第76条の6	内閣府、国土交通省	東京都	ご提案の内容については、大規模災害が発生した際に臨港道路においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえながら、関係機関の意見を伺いつつ、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいりたい。	臨海部には、大型船舶が接岸できる耐震強化岸壁を備え、東京都の地域防災計画の中で広域輸送基地に位置づけられたふ頭があり、救出救助活動や緊急物資輸送等を展開する上でも非常に重要な活動拠点となる。また、災害拠点病院や応援部隊の活動拠点となる大規模救出救助活動拠点、国と連携して応急復旧活動を行う基幹的広域防災拠点など、いずれも防災上重要な拠点が臨海部には数多く存在しており、緊急輸送道路に位置づけられた臨港道路は、これらのネットワークを形成する重要な施設である。 発災時に車両が放置された場合には、これらの臨港道路の通行が遮断される可能性があり、救出救助や物資輸送等に多大な影響を与えかねないので、ご回答のとおり災害対策基本法の改正等を前向きにご検討いただきたい。	

内閣府 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
京都市、兵庫県、広島県、香川県、宮崎市、横浜市、川崎市、神戸市、千葉県					
○舞鶴港は、海上自衛隊や海事関係機関の拠点にもなっており、地震など災害時に背後圏への緊急物資等輸送など、防災機能を有した港湾である。そのため、被災時には迅速な対応による早期の機能回復が求められる。しかし、港湾内臨港道路に放置等による車両があり、港湾管理者の判断により、直ちに移動できないのであれば、緊急車両や工事車両の通行の妨げとなり、早期復旧に大きな支障となることが見込まれる。このことから、本提案は本府にとっても有意義なものと認められる。 ○臨港道路は、指定都市高速道路に接続する等、都市圏の道路ネットワークを構成する道路網の一部として機能しているもの等がある。災害時は、救急車両や緊急支援物資の輸送のための道路としての役割を担っており、そのための通行を確実に確保する必要がある。 ○南海トラフ地震では甚大な被害が想定されており、緊急物資等の輸送を円滑に行うために耐震強化岸壁や臨港道路の整備、それに接続する緊急輸送道路の液状化対策などを実施しているが、東京都同様に、放置車両等により災害時応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある。 ○「福岡市地域防災計画及び福岡市業務継続計画において災害時に下記業務を行うように定められており、支障となる車両があれば移動等を行う必要がある。 福岡市港湾局建設班の事務分掌 ①港湾施設に係る応急復旧等(被害箇所の応急復旧、係留・護岸等施設の状況確認)②臨港地区に係る災害対策用地の確保(応援活動、物資・ゴミの一時保管、応急仮設住宅等)③資材調達及び配分④港湾関係機関との連絡 2福岡県緊急輸送道路ネットワークの中に、博多港の臨港道路もその一部が組み込まれており、円滑な車両の流れを確保する必要がある。 ○宮崎県の緊急輸送道路ネットワーク計画において、「臨港道路宮崎港」が第1次緊急輸送道路ネットワークに指定されていることから、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施を可能とするため、緊急通行車両の最低限の通行空間の確保が必要と考える。 ○横浜港においても東京港と同様に、耐震強化岸壁が存在しており、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 ○川崎港では、大規模地震発生時における緊急物資等の輸送を確保するために必要な岸壁の整備を進めている。耐震岸壁については、平成26年11月に改訂した川崎港湾計画において、5パースが計画されており、このうち東扇島地区に2パースの整備が完了している。東扇島の耐震岸壁については、港湾広域防災区域(港湾法第五十五条の三の二)内にあるため、国土交通大臣は、広域災害応急対策を実施するためやむを得ない必要がある時は、港湾広域防災区域内において、他人の土地を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、収容し、若しくは処分することができるとなっているが、港湾管理者には、その権限が定められていない。現在、川崎市では、千鳥町地区において、耐震岸壁の整備を施設の改修にあわせて進めており、今後、緊急物資輸送等を円滑に展開するための拠点となるが、発災時、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。 ○災害時における放置車両への対応については、国土交通省の臨港道路だけではなく水産庁における輸送施設(道路)も対象としてもらいたい。緊急時には、漁港への緊急物資輸送等も考えられるため。 ○地域防災計画に位置付けられた耐震強化岸壁に続く臨港道路上においても、災害発生時に道路内に車両やその他の物件が放置された場合には、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがある。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)等の各種計画における臨港道路の位置付けを踏まえ、港湾管理者による放置車両対策の根拠を災害対策基本法に位置づけることで、臨海部における発災後の迅速な道路啓開、並びに、警察、自衛隊及び消防との適切な役割分担の下での災害救助活動が可能となるのではないかと。 ○上記とは別に、農道や林道、漁港道路についても同様に、それらの管理者による放置車両対策の根拠の災害対策基本法での位置づけを検討すべきではないか。	臨港道路を含め、農道や林道、漁港道路等の実態調査を実施しているところであり、大規模災害が発生した際に臨港道路等においてご指摘のような支障が生じる可能性があるのかどうかといった点や、現行法制度での対応の可否も踏まえつつ、調査結果を精査し、災害対策基本法の改正も視野に入れて検討してまいりたい。	6【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) (1)災害時における車両の移動等(76条の6)の措置については、港湾法(昭25法218)に規定する港湾管理者が、その管理する道路について災害時における車両の移動等を行うことを可能とする。

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
27	A	権限移譲	消防・防災・安全	大規模広域災害発生時、府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け機能不全に陥った場合に備え、関西広域連合が代行する規定の創設を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生により、府県庁自体が人的、物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合において、その機能を広域連合が代行する規定を創設し、あらゆる事態に対応しうる、より実効性のある災害対応体制の確立を図ることを求める。 (制度改正の必要性等) 関西広域連合では、阪神・淡路大震災、東日本大震災の2つの大震災の経験と教訓を踏まえ、今後の大規模広域災害に対し、関西広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた関西広域防災計画「関西防災・減災プラン」を策定するとともに、同プランに基づき、具体的な活動手段を定める関西広域応援・受援実施要綱を作成している。 南海トラフ巨大地震等の大規模広域な災害の発生した場合には、政府関係機関も一部被害を受けることが想定されるなか、広域的な支援体制を構築することが必要となる。 こうした状況のなかで、構成団体で府県庁自体が人的・物的に甚大な被害を受け、機能不全に陥った場合に、応援受援体制が構築されている関西広域連合が、政府に代わって迅速で効果的な支援を行えるよう、以下の点について災害対応法制を見直す必要がある。 災害対策基本法第86条の13「内閣総理大臣による広域一時滞在の協議等の代行」に基づき、国が代行することとなっている構成団体間の広域避難に係る協議等を、関西広域連合が代行できる規定とすることを求める。 なお、東日本大震災において、関西広域連合は現地本部の情報をもとに避難者の受入を表明し、関西における受入調整・環境整備を行った実績があり、国と同等の事務執行が可能であるため、国が行う代行を関西広域連合が行っても支障は生じない。また、これまでの実績により調整をスムーズに行うことが可能であると考えている。	災害対策基本法第86条の13	内閣府	関西広域連合 (共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	災害対策基本法第86条の13は、市町村長が実施すべき広域一時滞在(同一都道府県内)の協議等及び都道府県知事が実施すべき都道府県外広域一時滞在の協議等について、内閣総理大臣に代行義務を課すものであるが、当該規定があることによつて、関西広域連合が被災した構成府県に対して行う広域避難の調整に係る支援を妨げるものではない。このため、ご提案の内容は、既存の法制度において対応が可能である。 実際、貴連合におかれては、「関西防災・減災プラン」及びこれに基づく「関西広域応援・受援実施要項」を策定し、大規模災害時に、関西圏域内の府県が甚大な被害を被ることで機能不全に陥った場合、被災府県からの要請がなくとも、関西広域連合において応援体制を確立し、応援調整に必要な人員を確保して応援・受援の調整を行うと承知している。また、ご提案の広域避難に関しても、被災者受入県との調整や、受入可能県における受入可能施設・人員・期間等を取りまとめた広域避難計画を作成など、広域避難の受入調整を実施する旨承知している。これらの取組は、大規模災害時における広域避難に非常に資するものと考えられ、引き続き積極的に取り組まれます。	今回提示された内閣府の見解に基づき、関西広域連合においては大規模災害時の広域避難の調整、支援に取り組むこととしたい。	
244	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の弾力的な運用(大規模災害における住宅の応急修理等の手続きの見直し)	国が指定する大規模災害時における住宅の応急修理や障害物の除去について、現金給付や被災者の個人発注を認めるなど、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認。 【提案の経緯・事情変更等】 平成26年8月に発生した兵庫県丹波市での豪雨災害では、多数の住家に大量の土砂が流入したことから、「住宅の応急修理」(32件147日間)や「障害物の除去」(61件45日間)に係る業者との契約事務に多くの費用と労力を要し、救助の実施に多大な時間を要した。 【支障事例等】 災害救助法による救助は、内閣総理大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行うこととされており、被災者個人の発注などは認められていない。 先述の丹波市の豪雨災害においても、被災者が自力で自宅を修理した場合について応急修理として認められれば、自治体の入札等の手続きなどの事務が省略されることから、迅速な対応ができたはずである。また、現金給付については、災害救助法第4条第2項で都道府県知事が必要と認めた場合においては認められており、住まいの確保など、内容によって現物給付か現金給付の選択肢があってもよいと考えている。 【効果・必要性】 近い将来発生が懸念される南海トラフ大地震等の大規模災害発生時には、自治体で応急修理等に係る業者との契約等に膨大な事務量が発生することが予想され、救助の遅れが懸念される。 被災地の実情に応じて、被災者が自力で修理した場合でも応急修理として認めるなど、手続きを簡略化できる規定を法令で定めておけば、迅速な被災者の救助につながる。	災害救助法第4条第1項第6号、第2条 災害救助法施行令第3条	内閣府	兵庫県 (共同提案) 滋賀県、大阪府、鳥取県、徳島県、	災害救助法に基づく救助は、災害発生後において、生活に必要な物資の調達が困難なため、金銭を保有していても自らでは対応が困難な場合に、現に必要な救助として、行政が対応する必要があるために地方公共団体が実施するものであることから、現物給付を原則としている。 このため、災害救助法の実施主体である都道府県(又はその委任を受けた市町村、以下同じ。)が実施することとなるものであり、自ら発注する資力があり、また、事業を受注できる事業者が存在するケースについては、応急救助として対応する必要があるため、原則として、個人による発注は災害救助法の対象とはならない。 ただし、大規模な災害が発生した場合等においては、迅速な支援が必要となるため、実際に災害が発生した後に速やかな救助の実施が可能となるよう、都道府県において、あらかじめ、救助を実施する事業者を指定する、事業者との間で実施する業務の内容、程度等について協議し、協定を締結する等の対応を図られたい。 また、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の中間取りまとめにおいて、被災者に対する住まいの確保のあり方については、「応急仮設住宅を災害救助法から外し、復旧期の法制度として別途創設すべき」、「現金給付とし、応急仮設住宅や民間賃貸住宅に使えるようにすることが適切ではないか。この際、給付額に上限を設け、それを上回る分は自己負担することを考えるべき」など、『今後、各界各層における幅広い議論を喚起し、法制度面を含めてさらなる検討を行うことにより、応急仮設住宅等の在り方を見直し、恒久住宅への円滑な移行に向けた「総合的な支援」を実施するべき』との現行の枠組みにとらわれない抜本的な見直しが必要となる指摘があったところであり、今後幅広く検討していきたいと考えている。	災害救助法第4条第2項においては、都道府県知事が必要と認めた場合には救助を要する者に金銭を支給して救助を行うことができるとある。この点からすると災害救助法は個人による発注も認めていると思われるが、貴府が原則として個人による発注は災害救助法の対象とはならないとする法的根拠を示してほしい。 また、貴府は、災害発生後において生活に必要な物資の調達が困難なため、金銭を保有していても自らでは対応が困難な場合に、現に必要な救助として、行政が対応する必要があるため原則現物給付によるとしているが、大規模災害時等において事業を受注できる事業者が存在している場合で、住宅の応急修理等の個人で発注する方が迅速な支援が可能となる場合には、現金給付による対応が可能と考える。この点について見解を示されたい。 「応急修理」について、昨年の丹波市を襲った豪雨の際には、各被災者の希望を踏まえ、市内の登録業者の中から発注先を選定したほか、「障害物の除去」については市と建設業協会との協定に基づき発注した。 しかし、災害救助法の対象となる範囲(日常生活に最低限必要な範囲等)を現地で確認して回る作業に時間を費やしたほか、市内の登録業者数に限りがあるため、申請順に応急修理を進めざるを得ず、体制を拡充し順次対応したが、相当の日数を要した。 また、大規模災害時には、地元の事業者も同時に被災することが想定され、当該協定が機能しないおそれがある。そのため、現物による迅速な応急救助が困難な場合には、現金給付も可能とすること。 応急仮設住宅等の在り方の抜本的な見直しについては、地方自治体の意見も踏まえつつ、検討を行うこと。	

内閣府 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
		【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が現行で対応が可能となっているが、事実関係について提案団体との間で確認すること。			
鹿角市、仙台市	○東日本大震災時において膨大な数の応急修理制度に係る申請がなされ、事務処理を行ったが、修理業者と本市との間でのやりとりで多大な時間と労力を要し、被災者にとっても、総じて応急修理工事が遅れる結果となった。したがって、応急修理において現金給付を認め、事務の簡略化及び被災者の迅速な救助につなげるべきである。 ○平成25年7月に発生した豪雨災害において、新潟県災害救助条例に基づき「住宅の応急修理」と「障害物の除去」を災害救助法の実施方法に準じて実施した。救助は現物給付により実施したが、被災者個人の発注と現金給付も選択肢としてあったならば、事務負担の軽減とより迅速な災害救助が実現できたと感じている。よって、提案と同様に、手続きの大幅な省略又は手順変更の容認が行われることが望ましいと考える。	【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		これまで、災害救助法は、法令・告示・通知のほか、長年にわたる実務の積み重ねの中で様々な運用原則を事務取扱要領などのマニュアルとして整理し、都道府県等に対して周知の上、運用されてきており、原則として、個人による発注は、「職権救助の原則」から災害救助法の対象とはならない。 「(5)職権救助の原則 法による救助は、応急救助の性質からして被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって、救助すべき対象(人)、救助の種類、程度、方法及び期間を調査、決定の上、実施することとなっている。従って、形式的には、これに対して一般国民の側からの異議申し立てやそれに基づく救済手段は定められていない。」(災害救助事務取扱要領(内閣府平成27年7月)第1の(5)) ※災害救助事務取扱要領「災害救助事務の一助となるよう毎年度地方自治体に周知している災害救助法の運用のための事務マニュアル」 また、災害救助法による救助は、災害等により社会の混乱又は流通等の供給手段の途絶等により必要なものを得られないために行うものであるから、金銭給付をすれば足りるような場合には、通常、災害救助法による救助を実施する場合は考えにくいということを基本的な考え方としており、現金給付についても、こうした法制度の根幹にかかわることから、原則として認めていないところである。 応急修理に関しては、制度対象となる半壊であるかの住宅被害認定や、大規模半壊以外の半壊については、所得制限があることから、被災者の所得調査が必要であり、制度を運用する前提として、現地確認及び被災者からの申請行為が不可欠である。なお、多くの地元の事業者が被災した場合に備えて、地元以外の事業者を指定業者のリストに追加し、災害救助法に基づく応急修理の対象とする等の対応も考えられる。 また、障害物の除去に関しては、床上浸水以上であって、住家の主要部分に土石や竹木等の障害物が堆積して日常生活に著しい支障を及ぼしているもの等について提供するものであるから、担当職員等が現場を確認して、業者等にまとめて発注すること、業者が不足する場合は、自治体自ら実施することが考えられる(実施に際して、資機材をリース等した代金は災害救助費の対象となる)。	6【内閣府】 (1)災害救助法(昭22法118) 災害時における住宅の応急修理については、可能な限り地域の実情に応じた迅速な救助ができるよう、引き続き国と都道府県との十分な連携を図るとともに、件数が著しく多数となる場合は手続を簡略化することが可能であることを明確化するため、災害救助事務取扱要領(平27内閣府)を平成27年度中に改正する。

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
28	日 地方に対する規制緩和	医療・福祉	大規模災害発生時の外国人医師の受入れ	大規模災害発生時、日本の医師免許を有しない外国人医師が被災地において適法な救命医療の従事を可能とするよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。	(提案にあたっての基本的な考え方) 南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時には、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における救命医療に従事することが可能となるよう、しっかりと法的な枠組みのもと、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大を求める。 (制度改正の必要性等) 東日本大震災では、厚生労働省から「医療法上、外国の医師資格を有する者であっても、我が国の医師国家試験を合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とされている。(医師法第2条、第17条)しかしながら、医師法は今回のような緊急事態を想定しているものではなく、こうした事態の下では被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものと考ええる。」との通知が出された。被災者に対し必要最小限の医療行為を行うことは、刑法第35条に規定する正当業務行為として違法性が阻却され得るものとの判断は緊急時の対応としてやむを得なかったものと考えるが、今後の大規模災害の発生に際しては、迅速かつ明確な支援受入体制を整えておくことが必要であり、国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)において、外国医療関係者による医療の提供の許可(第91条)について規定されていることから、しっかりと法的な枠組みが必要だと考える。 また、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、「医療通訳の公的な資格」がなく、「統一された育成システムが無い」ことから、「医療通訳の資格制度」や「全国規模での医療通訳人材バンクの創設」など、外国人医師の規制緩和と合わせて、国において医療通訳が確保できる体制構築が必要と考えられるため、併せて検討されたい。	医師法第17条 災害救助法第7条	厚生労働省、内閣府	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	災害救助法第7条の従事命令については、強制権を伴う行政措置として規定されているものであり、同法施行令第4条においてその対象の職種を限定しているものである。その具体的な範囲については、それぞれの関係法令等で定められていることから、関係省庁における判断が必要であり、ご指摘の大規模災害発生時の従事命令対象の医師に外国人医師を含めるか否かについては、所管省庁において検討されるものと考える。	東日本大震災時には被災後3日目に厚生労働省医政局から通知が発出され、外国人医師の被災地での医療活動が可能になったものの、最も早く被災地入りした外国政府の医療チームでも、医療活動の開始は被災から18日後の3月29日であった。 また、受入についても30カ国以上から医療支援の申し込みがあったにもかかわらず、調整に手間取りイスラエル、ヨルダン、タイ、フィリピンの4カ国にとどまっている。こうしたことから、30年以内に70％程度の確率で発生するといわれている「南海トラフ巨大地震」等大規模災害に備え、災害発生時に速やかに医療救護活動を提供できるよう、事前的な法的措置や都道府県知事の権限強化が早急に必要であると考えており、関係法令の見直しについて速やかに行っていたきたい。 加えて、外国人医師の受入に不可欠な医療通訳の確保について、地域の実情を踏まえた医療通訳の提供体制を構築できるよう、国が責任を持って、人材育成も含めた支援策について譲じていただきたい。	
223	日 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度について、支援対象の拡大	被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。	【現在の制度】 被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にかかわらず、基準を満たさない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。 【制度改正の必要性】 住民にとって理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。 なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害については、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中での配分であり、同様の財政措置とはいえない。 【支障事例】 平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた ○平成25年9月15日からの台風第18号 ・福知山市(適用)住宅減失世帯300(80以上)、全壊2棟 ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数7(60以下)、全壊0棟 ○平成26年8月15日からの豪雨 ・福知山市(適用)住宅減失世帯777(80以上)、全壊13棟 ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数4(60以下)、全壊1棟	被災者生活再建支援法第2条第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国としても一定の補助(2分の1の補助)を行う制度(自治事務)である。 同一災害であっても適用対象とならない場合は、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。 このことから、支援法適用となる被害を受けた地方公共団体に対しては迅速な適用手続きを、同法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところ。 また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されている。 内閣府としても、引き続き、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、被災者生活再建支援制度の円滑な運用や地方公共団体における支援について、適切な助言を行ってまいりたい。 なお、被災者生活再建支援金の支給対象の拡充については、他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要があると、慎重な検討が必要と考えます。	被災者生活再建制度については、市町村や都道府県の独自制度による救済も行われているところであるが、法が適用される規模の災害が発生した場合は、居住する市町村によらず法に基づく一定水準の救済が行われるべきと考える。従って一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すべきである。	

内閣府 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
神奈川県、萩市、高知県	○大規模災害発生時には、国内の医療支援だけでは不足し、外国からの医療チームを受け入れる可能性は大いにあり得る。そうした事態に備え、日本の医師免許を有しない外国人医師が医療の従事を可能とするよう、災害救助法に基づく都道府県知事の従事命令の対象拡大をすることが必要である。また、海外の医療チームが効果的に被災地に派遣されるためには、国内のどの機関にコーディネート機能を持たせるかなど、具体的に定めておく必要がある。			災害救助法第7条による医師に対する従事命令については、あらかじめ編成しておいた救護班等による医療の提供だけでは十分ではない場合等に、地域の医師に応急救助としての医療への協力を求めて拒否された際に、公用令書という書面をもって強制的に応急救助に従事させる権限を、都道府県知事に、最後の手段として付与しているものであることから、大規模災害発生時における外国からの医療チーム受入れのような災害時における医療分野の国際協力に関することについては、自発的な協力であり、強制権を伴う行政措置としての従事命令には該当しないため、災害救助法第7条に関する事案ではない。 なお、大規模災害発生時における国内の医療提供の在り方については、所管省庁において検討されるものと考える。	6【内閣府】 (3)災害対策基本法(昭36法223) (11)大規模災害発生時の外国人医師の受入れについては、可能な限り迅速に厚生労働省通知による対応を図るよう努めることとし、また、海外の医療隊の派遣受入れを円滑に進めることができるよう、東日本大震災における対応等を踏まえた医療隊の受入れプロセスについて検証し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
栃木県、埼玉県、宇治市、高知県、大分県	○平成25年9月2日に埼玉県で発生した竜巻によって、越谷市は全壊30棟、隣接する松伏町は全壊1棟の被害が発生した。越谷市には被災者生活再建支援制度が適用されたものの、松伏町には全壊件数が基準に満たないため適用されなかった。同一の災害に関わらず、市町村ごとの被災規模によって当該制度による支援の有無が異なるのは不公平であることから、提案のとおり制度改正が必要である。 ○提案内容と同じ支障事例有り ・平成24年度梅雨前線による大雨災害 ・中津市(適用)全壊10 半壊解体30 半壊41 ・日田市(適用)全壊10 半壊解体21 大規模半壊8 半壊327 ・竹田市(適用)全壊10 半壊解体20 大規模半壊8 半壊44 ・豊後大野市(非適用)全壊1 ・別府市(非適用)半壊1 ・由布市(非適用)半壊1 ・玖珠町(非適用)半壊2 ○平成23年台風12号による紀伊半島大水害で同様の支障事例があった。 ・五條市(適用 支援法施行令第1条第2号) 全壊22棟 ・天川村(適用 支援法施行令第1条第6号) 全壊4棟 ・野迫川村(適用 支援法施行令第1条第6号) 全壊4棟 ・十津川村(適用 支援法施行令第1条第2号) 全壊12棟 ・黒滝村(非適用) 全壊1棟”	【全国知事会】 一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		同一災害であっても適用対象とならない場合は、市町村単位で全壊世帯が1世帯のみといった小さい被害であり、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。 また、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言(平成25年12月)」において、『同一災害で全ての被災区域に法を適用する場合、全壊世帯が1世帯のみであっても国が補助することになり「市町村」「都道府県」「国」それぞれが役割を果たすという災害対策基本法の体系や、被災者支援への国のあり方そのものに大きな影響を及ぼすことになる。』、『現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を拡大することは困難と考えられる。』との提言をいただいている。 今後とも、内閣府としては、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、同法の適用要件を満たさない場合の独自支援措置を全都道府県で実施いただけるよう助言を行ってまいりたい。	

内閣府 最終的な調整結果

提案区分			提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
管理番号	区分	分野								見解	補足資料
231	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	被災者生活再建支援制度の適用拡大	現在の「被災者生活再建支援制度」では、全壊や大規模半壊などに限定されているが、本県を襲った平成26年9月豪雨において、那賀町では全壊5世帯、半壊179世帯、床上浸水129世帯に上る被害を受けたが、法の支援対象となった世帯は全壊5世帯、大規模半壊24世帯、大規模半壊・半壊から解体世帯として対象となったもの3世帯という状況となっている。 ②同じ災害による被害でも、住宅全壊被害10世帯未満の市町村に居住する被災者には支援金が支給されないなど制度上の不均衡があり、那賀町の全壊世帯は支援対象となったが、全壊世帯が1世帯であった東みよし町では制度が適用されなかった。 【制度改正の必要性】 平成26年8月豪雨で床上浸水以上の被害を受けた世帯は、県全体で700世帯を越えているものの、法による支援を受けることができたのは約4%であった。同一災害でも法が適用される場合と適用されない場合の不均衡をなくし、より多くの被災者の早期の生活再建を促進するため、①制度の対象に半壊や床上浸水を含めるとともに、②制度の対象となる自治体が生じた場合、同一災害による全被災世帯を対象とするよう制度を緩和する必要がある。 【補足説明】 法の適用対象とならない場合、地方は独自制度で被災者の生活再建を図ることが多い。その場合は国から特別交付金として50%が支払われ、国の制度と同様の負担割合となる。しかしながら、全国で多数の都道府県が独自支援策を創設していること、及び法の目的から鑑みて、被災都道府県が被災県のみでの負担により支援を行うよりも、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者の生活再建を支援することが望ましい。	被災者生活再建支援法第2条第1項第2号 被災者生活再建支援法施行令第1条	内閣府	徳島県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、関西広域連合	被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国としても一定の補助(2分の1の補助)を行う制度(自治事務)である。 同一災害であっても適用対象とならない場合は、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。 このことから、支援法適用となる被害を受けた地方公共団体に対しては迅速な適用手続きを、同法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところ。 また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されている。 内閣府としても、引き続き、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、被災者生活再建支援制度の円滑な運用や地方公共団体における支援について、適切な助言を行ってまいりたい。 なお、半壊世帯・床上浸水世帯等で被災者生活再建支援金の支給対象にすることについては、他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要がある、慎重な検討が必要と考えます。	他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要がある、慎重な検討が必要とのことであるが、「具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性」に示したとおり、制度改正の必要性があるものと考えており、制度上の不均衡を改善する観点から、再度、検討していただきたい。		
77	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における照会項目の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。 別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報(住民票関係情報に限られている。しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。	【番号法での規定】 ・番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。 【支障がある点】 ・番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第24条 ・学校保健安全法第24条 ・学校保健安全法施行令第9条	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省	豊田市、山都町	マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その一つとして、同条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な特定個人情報(住民票関係情報)は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人情報利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 したがって、ご提案の学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務において連携する特定個人情報として、生活保護関係情報及び地方税関係情報を同表に規定するに当たっては、まずは、当該事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務におけるそれぞれの特定個人情報の必要性等の検討がされたうえで、提供する特定個人情報等を所管する厚生労働省及び総務省においてその提供が可能であると判断されれば、同表に規定されることも考えられます。	事務の具体的な流れとして、以下のとおり事務を処理しています。 【学校保健安全法第24条に基づく医療費補助の事務の流れ】 ① 医療費補助の対象者(就学援助)の認定、通知。 ② 医療費補助対象条件が発生したときに、該当日から報告を受理。 ③ 報告内容の審査、医療券を交付。 ④ (保護者)医療券を持って受診。 ⑤ (医療機関)治療後、医療券により医療費を請求。 ⑥ 医療費の支払い。 【就学援助の認定について】 ① (保護者)就学援助(医療費の援助を含む)の申請 ② 要保護世帯の認定(生活保護関係情報より) 生活保護世帯はすべて要保護世帯として認定している。 ③ 準要保護世帯の認定(住民票関係情報と地方税関係情報から算定) 豊田市では生活保護基準の1.3倍未満の世帯を準要保護世帯と認定している。 【就学援助申請時の必要書類】 ① 就学援助申請書 ② 所得証明書(転入等により豊田市で所得確認が出来ない場合) 住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報は申請者より同意委任印をもらうことにより庁内で内容を確認している。 この事務上において、生活保護関係情報と準要保護世帯の確認のため、地方税関係情報が必要となります。 また、地方税関係情報の必要性については、以下の学校保健安全法施行令より「地方公共団体の教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度と認める者」と規定していること及び、生活保護法第8条第1項(基準及び程度原則)において、「(省略)そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされていることから、要保護者に準ずるか否かの判断には、一義的に地方税関係情報が必要と考えられます。 【学校保健安全法施行令より】 (要保護者に準ずる程度に困窮している者) 第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六條第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。))に準ずる程度に困窮していると認める者とする。 2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員会(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。	有 就学援助 申請書

内閣府 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
大分県	○平成26年8月豪雨では床上浸水以上の被害を受けた世帯は17世帯あり、半壊までの被害に達していない世帯についても、日常生活に大きな支障を来している事案がある。また、平成26年の台風11号では、全壊被害が1世帯、8月豪雨では、2世帯あったが、現行の制度では適用の対象とならない状態である。 ○提案内容と同じ支障事例有り ・平成24年度梅雨前線による大雨災害 ・中津市(適用)全壊10 半壊解体30 半壊41 ・日田市(適用)全壊10 半壊解体21 大規模半壊8 半壊327 ・竹田市(適用)全壊10 半壊解体20 大規模半壊8 半壊44 ・豊後大野市(非適用)全壊1 ・別府市(非適用)半壊1 ・由布市(非適用)半壊1 ・玖珠町(非適用)半壊3	【全国知事会】 一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		同一災害であっても適用対象とならない場合は、市町村単位で全壊世帯が1世帯のみといった小さい被害であり、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。 また、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言(平成25年12月)」において、『同一災害で全ての被災区域に法を適用する場合、全壊世帯が1世帯のみであっても国が補助することになり「市町村」「都道府県」「国」それぞれが役割を果たすという災害対策基本法の体系や、被災者支援への国のあり方そのものに大きな影響を及ぼすことになる。』、『現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を拡大することは困難と考えられる。』との提言をいただいている。 今後とも、内閣府としては、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、同法の適用要件を満たさない場合の独自支援措置を全都道府県で実施いただけるよう助言を行ってまいりたい。 半壊世帯・床上浸水世帯までを被災者生活再建支援金の支給対象にすることについては、他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要があるが、慎重な検討が必要と考えます。	
能代市、小山市、高根沢町、春日部市、豊橋市、安城市、八尾市、兵庫県、東温市、大村市、宮崎市、沖縄県	○準要保護者認定事務の際、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、申請者からの書類により確認している。 ○医療に要する費用の援助に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和することが必要。 ○当団体の主張のとおり、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。 ○学校保健安全法第24条の援助の対象者は要保護者及び準要保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の情報及び準要保護者認定のための所得情報が必要であるため住民票関係情報は基より生活保護関係情報、地方税関係情報も必要となる。 ○当該事務を実施するにあたり、生活保護関係情報及び地方税関係情報に加え、本県では、児童扶養手当受給者も準要保護者としていることから、児童扶養手当関係情報も提供を求めることができる特定個人情報に追加すべきと考える。 ○番号法別表第38項に記載されている事務において、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報の提供の緩和をお願いする。 ○就学援助の認定業務は、同居している家族全員の所得により審査しているが、審査する年の1月1日に本市に住所がない場合、1月1日に住所のある自治体より所得課税証明書を取り寄せて提出してもらっている。具体的な支障事例にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は住民票関係情報となっているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考える。 ○豊田市、山都町と同様に、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断の主たる情報として所得情報が必要となるため、地方税関係情報も必要となる。	【全国知事会】 所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)」により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。 【全国町村会】 提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、条例で規定することで、生活保護関係情報等を利用可能である旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定するのではなく、番号法に規定すること。)		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務に係る制度を所管する文部科学省において、当該事務におけるそれぞれの特定個人情報の必要性等の検討がされたうえで、提供する特定個人情報等を所管する厚生労働省及び総務省においてその提供が可能であると判断していただければ、当該事務において連携する特定個人情報として、生活保護関係情報及び地方税関係情報を番号法別表第二に規定することができると考えます。	6【内閣府】 (5)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 学校保健安全法(昭33法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
131	B	地方に対する規制緩和	その他	・法人の設立及び存続の要件となっている社員の必要人数の緩和	現行制度では「10人以上の社員を有するものであること」が法人の設立・存続の要件となっているが、人口減少が進む中、人口減少が進む中、人材不足が懸念され、社員の確保が困難になることが想定されることが、今後の課題として人数要件の見直しが必要	【提案】 現行制度下においては、地域運営組織の法人化には認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）が適当であると考えられるが、人口減少が進む中、NPO法人の設立及び存続の要件となっている「10人以上の社員を有すること」の要件緩和を提案する。 なお、一般社団法人については、税制上の優遇措置がないことや資信対照表の一般公開が義務付けられるなど、地域運営組織が法人化した場合のメリットが少ない。 【現状と課題】 本市を含め多くの地方自治体で、概ね小学校区を単位として暮らしを支える活動を行う、小規模で多機能な地域型の地域運営組織が主体的なまちづくり活動に取り組んでいるが、現行制度下において、適切な法人格の取得が困難な状況となっている。 【支障事例等】 地域運営組織の活動は、公共的な側面が強いにもかかわらず、責任は組織の役員個人にかかっている。事務員の雇用や資金管理など個人に集中する責任やリスクへの対応、電話の加入や自動車の取得など任意団体では契約できない案件に対応するため、法人化が必要となっている。 【制度改正による効果】 地域の緩和により、地域運営組織の法人化が促進され、新しい公共の担い手として、運営の安定化や活動の充実が期待される。	特定非営利活動促進法第12条第4項 (関連) 第10条第3号 第28条 第29条	内閣府	高山市	内閣府としても、地域の課題解決や活性化の上でNPO法人は重要な担い手となっており、これらの活動の広がりを後押しすることは重要な課題であると認識している。 特定非営利活動促進法（NPO法）第12条第1項第4号は、NPO法人の法人格は財産要件を必要とせず、社員の連帯責任も規定していない等、比較的簡易な方法により取得できる代わりに、構成員たる「社員」の最低限の人数を定め、実際に特定非営利活動を展開するための組織体であることを要求するものであり、「10人」という人数は、組織的活動体として最低限必要と思われる数として立法時に定められたものである。 NPO法については、内閣府が法を所管しているものの、その性格から制度に関わることはこれまで全て議員立法で制定・改正がなされており、内閣府としては、国会での議論に向けて、認定制度の施行状況等を把握する立場である。 NPO法人の設立者数の要件の緩和についても、全国におけるNPO法人の設立実態等を見た上で、国会で議論いただくべきものと考ええる。 (参考)過去の同様提案に係る対応について 平成16年に構造改革特区第5次提案において、岐阜県大垣市より「NPO法人の設立要件を社員5人以上に緩和する提案」がなされたことを受けて、政府方針において決定したものの、構造改革特別区域法の改正法案に係る審査において、①法人の設立要件は全国一律であるべき、②社員数要件に地域性を認める根拠がない等の理由により、内閣法制局の了解が得られなかったため、その後、平成17年より国民生活審議会総合企画部会（NPO法人制度検討委員会）においてNPO法人制度の見直しについて審議され、「市民活動を行う団体が法人格を取得するための必要社員数に關し、明確な理論的根拠を見出すことは困難であるため、これらの要望に対しては、市民活動の実態等を踏まえた適切な対応を検討する必要がある。」とされたところ（平成19年6月国民生活審議会総合企画部会報告「特定非営利活動法人制度の見直しに向けて」）。 なお、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）に基づく一般社団法人については社員2人以上、一般財団法人については1人以上（それぞれ役員を除く。）で設立できることとされており、更に、公益認定を受けることで公益社団法人又は公益財団法人として税制優遇措置も受けられるので参考にされたい。	今回の提案募集において、所管庁へ再検討を要請し、回答を求めるものではないが、全国的に地域運営組織の設立が拡大しつつある中、NPO法人と地域運営組織との協働は、地域課題の解決を促進し、地域の持続可能性を高めるものと考えます。特に人口減少・高齢化が著しい地方にあっては、極めて有効な取り組みであることから、所管庁におかれては、国会での議論に向け、全国におけるNPO法人の設立実態のほか、NPO法人と地域運営組織の協働の状況についても把握願います。	
323	A	権限移譲	医療・福祉	幼保連携型認定こども園以外の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定認定及び認定申請の受理等の権限を現行の道府県から指定都市へ移譲する	(制度改正を必要とする理由) 平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。 また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考ええる。 (支障事例) 幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。 一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならない、煩雑である。 子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）」において、「道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。 本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。	以下の理由から、提案内容の措置を求める。 ・平成26年9月の文部科学省の調査によると、平成28年度以降に認定こども園に移行する予定あるいは検討中の私立幼稚園は全体の半数以上にのぼり、主に待機児童解消を進めるため、依然、認定こども園の認定権限を指定都市に移譲することは重要である。 ・すでに20市中14市で事務処理特例の適用を受けているが適用に向けた道府県との協議中であり、当該権限の移譲を受ける環境は整いつつある。また、一律移譲こそあるべき形であると考えから、事務処理特例に係る協議を行っていない市もある。 ・一律移譲に係る検討の進捗によって、事務処理特例に係る協議をはじめとした、道府県や指定都市の体制整備の検討に影響を与えることから、早期に決着すべきものと考ええる。	

内閣府 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
宇和島市	ONPO法人の設立を検討しているが、社員の確保が難しく、親類等の身内の者に社員になってももらえないか依頼する事例がみられる。このようなケースを減らすためにも、人数要件の見直しが必要と考えられる。	【全国市長会】 提案の趣旨を踏まえ、検討を行うこと。			
青森県、福島県、豊橋市、高槻市、熊本県	○子ども子育て新制度では、認定は市町村が定める事業計画を基に都道府県が行っている。指定都市に権限を移譲することで市の計画に沿って、柔軟かつ迅速に認定ができる。	【全国知事会】 指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 提案団体が示している具体的な支障事例の内容や、事務処理特例による移譲と法律による権限移譲では意味合いが異なるという点については、ヒアリングを通じて認識を共有することができている。指定都市による計画的・機動的な子育て環境整備を促進する観点で、できる限り早期に一律移譲を実現すべきではないか。 ○ 提案団体は現実的な支障を示した上で移譲の必要性を主張していることから、仮に現時点で移譲が困難である場合、貴府省としてより具体的な理由を提示すべきではないか。 ○ 事務処理特例による移譲に係る協議を行っていない個別の指定都市及び道府県、幼稚園関連団体等の状況を確認した上で検討されとのことだが、本提案は指定都市の総意として提出されていることや、全国知事会からの意見では、「指定都市へ権限移譲すべきである」との見解が示されていることを踏まえ、実現に向けて検討すべきではないか。	現在、認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲の状況や課題等についてのアンケートを道府県、指定都市等に対して実施し、その調査内容を精査しているところ、今後、その調査結果を基に、対応方針を検討する予定。	5【内閣府】 (1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(文部科学省及び厚生労働省と共管) 以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条) ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
212	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等	27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。 単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。	【具体的な支障事例】 交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町村の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。 【参考】 保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助 幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助 【制度改正の必要性】 以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。	(保育所等整備交付金) 児童福祉法第56条の4の3 保育所等整備交付金交付要綱 (認定こども園施設整備交付金) 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要あり、現時点で回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。	交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならない特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。 なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしているとのことであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際に多大な負担を与えていることにかわりはなく、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。	

内閣府 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
青森県、秋田県、能代市、鹿角市、造佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市 ○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続きは、新設に加え改築や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、供用部分の1号、2・3号入所定員数等による按分といった煩雑な作業・手続きが必要となっている。 県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省に递達するのに対し、幼稚園部分は市町村の施設等の協議は文部科学省で内容審査を行うにも関わらず、県から同省への交付申請を行い、また、県から市町村へ交付するための交付要綱・要領等の整備や交付事務が必要となるといった二重事務が生じている。 予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとなっている。 このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考える。 ○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかると一元化等の改善を求めます。 ○認定こども園施設整備の国庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務が複雑化している。また、事業実施にあたっては、両方の交付金の内示が出ない事業に着手することが出来ず、スケジュールの遅れにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。 ○認定こども園等の施設整備では、保育部分の整備は厚生省所管「保育所等整備交付金」を、教育部分の整備は文科省所管「認定こども園施設整備交付金」を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行う場合、保育部分・教育部分の両方を整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金を活用することになり、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上按分して算出するが事務が煩雑となっています。 ○認定子ども園の整備については、国の進める施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものと考える。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続き事務の一本化を要望する。 ○平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設とされている。しかしながら、施設整備に係る国の補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設例は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。 ○申請者である市町村が同一整備事業について2つの補助事務を行っており、事業者、市町村、県ともに二重の事務をしている。 ○本年度幼保連携型認定こども園に施設整備に対する補助を予定しており、文部科学省、厚生労働省それぞれへ交付金の交付申請を予定しているところであり、二重の事務が生じている。事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化や、事務の統一化などの改善を行うことを求める。 ○交付を受ける立場である市においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。 ○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知等に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる恐れがあるため、所管の一元化などの改善を求めます。 ○「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園の普及が謳われているなか、市の計画として、市立幼保施設をすべて幼保連携型認定こども園へ移行するため取組を推進しているとともに、私立幼稚園及び保育所に対しても移行を支援しているところである。 しかしながら、新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、「施設型給付」等を創設することで一本化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。 私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る国の財政支援の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつとなっている。 以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務の統一化等の改善を求めるものである。 ○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金を申請する場合、単一施設であるにも関わらず幼稚園部分は文部科学省に保育所部分は厚生労働省に交付申請等をしなければならず、交付申請等の提出書類は省ごとに作成しているが、書類の様式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。 また、交付金額の算出も、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で按分した上で、各省の交付要綱に則り交付金額を算出することになっているなど、算出する事務も煩雑となっている。 ○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園型認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各省で、補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。 ○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけでなく、事業者にとっても複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設型給付金と同様に、明瞭で簡潔なものとなるよう、制度の改善を求めます。 ○保育所等整備交付金は、直接、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分のみ補助を行っている。 幼稚園本体と一体的に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設例も県と市の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。 このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。 ○認定こども園整備を施設として一体的に進めるに当たり、厚生労働省、文部科学省双方の内定を待つこととなるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		保育所等整備交付金は児童福祉法に基づく法律補助として実施している一方で、認定こども園施設整備交付金は法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施しており、補助区分についても、保育所等整備交付金が直接補助事業であるのに対し、認定こども園施設整備交付金は間接補助事業である等の理由から、ご提案のように補助金を一元化することは難しい。 事務手続の煩雑さについては認識しているため、可能な限り事務手続が煩雑とならないよう交付要綱や協議書の一本化等を含め、具体的な対応策について検討してまいりたい。	6【内閣府】 (2)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(文部科学省及び厚生労働省と共管) 幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の本体化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所 管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
215	日 地 方に対 する規 制緩和	医療・ 福祉	病児保育事業に係 る国庫補助の職員 配置に関する要件 緩和	病児保育事業(病児対応 型、病後児対応型)について は、看護師等を利用児童お おむね10人につき1名以 上、保育士を3人につき1名 以上配置することとされてい るが、次の要件緩和を求め る。 ①保育士1名以上を含む 施設職員が複数名配置され ている場合に限り、病院に 近接し、又は同一施設内に ある施設にあつては、看護 師が常駐していなくても、迅 速な対応が可能であれば良 いこととする。 ②利用児童がいる日に限 り、保育士及び看護師等の 資格を有し市町村長が業務 遂行能力があると認める者 に、日当を支払い、従事せ ることも良いこととする。	【本県における状況】 人口や子どもの少ない中山間地域等では、病児保育事業のニーズがある一方、総 利用人数が少なく、年間稼働日数が10日に満たない施設や季節ごとの利用人数の 増減が大きい施設があり、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくこ とは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 (参考)年間利用人数の少ない保育所内施設の例(26年度実績) 施設(A)年間総数4名(4月・5月に2名ずつのみ、その他の月は0名) 施設(B)年間総数16名(5月に7名、6月に5名、その他の月は0名～2名で推 移) 【制度改正の必要性】 人口や子どもの少ない中山間地域等において、病児保育サービスを安定的に提供 するため、サービスの安全面を担保できる範囲において、職員配置基準を緩和し、代 替措置を講じることで事業を行うことを認めていただきたい。 これが実現できれば、職員を常時配置するのではなく、必要な時に、必要な人員を 配置することが可能となり、利用児童数が不安定な状況であっても柔軟な対応と適切 な財政支援を行うことで、財政の効率化を図れるほか、事業者としても安定した経営 を可能とし、病児・病後児保育の裾野を広げていくことにつながる。女性の活躍推進 や地方への移住促進の観点からも重要な施策であるとする。	平成27年度子ど も・子育て支援交 付金交付要綱 (案) 病児保育事業実 施要綱(案) (27年度の要綱 は現時点で未発 出であるが、案 が提示されてい る)	内閣府、厚 生労働省	鳥取県、中 国地方知事 会、関西広 域連合、日 本創生のた めの将来世 代応援知事 同盟、滋賀 県、大阪 府、兵庫 県、和歌山 県、徳島 県、堺市	病児保育事業の実施に際して、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士 及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び 看護師等の常駐は要件とはしていない。	提案を踏まえた回答であると承知しているが、回答の趣旨を要綱等において明確にし ていただきたい。	

内閣府 最終的な調整結果

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
下川町、洞爺湖町、青森県、三条市、安曇野市、浜松市、福知山市、加西市、奥出雲町、江田島市、萩市、古賀市、熊本市、宮崎市、かほく市	○総合戦略の策定と併せて、若者世代の移住定住の促進を図るべく、出生率の向上を目的に子育てがしやすい環境の整備を行う予定である。しかし、人口が減少している中山間地域で病児保育サービスに求められる保育士、看護師を常時雇用できるほど財政的余裕がなく、人材の確保も難しい。 ○H25年度保育のニーズ調査において、ニーズはあるものの少数であり、病院への委託を考えても、規制緩和なしでは実施は困難が予想される。 ○利用児童が少ない中では看護師等の常時配置が難しく、結果的に国庫補助要件を満たさないために自主事業として実施している施設もあるため、提案の趣旨に賛同する。 ○病児保育に関しては時期による利用人数の増減が大きいため、特に利用の少ない月には安全面を担保した中で、保育士・看護師等を隣接する保育所や病院等で勤務できるよう基準を緩和することにより、保育士・看護師不足の解消にもつながると考えられる。 ○医療機関内に病児保育室を設置して事業を実施している場合については、病児保育室に看護師が常駐していても、緊急時には病院に勤務している看護師で迅速な対応ができ、また直接、医療につなげることが可能であることから、必ずしも病児保育室に看護師が常駐する必要はないと考える。 ○平成27年9月から病児保育を実施するべく準備を進めているが、山間の小都市であり看護師・保育士の確保が難しく、また季節ごとの利用者の増減が大きいと予測される。効率的な事業運営のため、規制緩和を求める。 ○病院等の診療施設が運営する病児・病後児保育施設で、利用者がいない日は他の業務(兼務)が可能となるよう認めていただきたい。 ○現在、当事業は未実施ですが、保護者のニーズや子育て環境整備の観点から事業実施への取り組みが急がれます。今後、保育所等の同一施設内で実施する場合は、病児用看護師の常駐ではなく施設内に配置されている保育士・看護師で迅速な対応が可能であるという要件緩和を希望します。また、看護師については、保健師、養護教諭のOB・OG活用も要件に加えてはどうか。いずれにしても、利用頻度と人材確保のバランスが難しいと考えます。 ○病児保育事業のニーズがある一方、総利用人数が少なく、国が求めるように保育士や看護師等を常時雇用しておくことは難しく、また、効率性の観点からも望ましくないと考える。 ○人口や子どもの少ない中山間地域で病児保育事業を展開しているが、看護師等の常時配置が困難かつ効率性も悪く、安定的な運営を行うためには、国庫補助の対象とされる職員配置要件の緩和が必要である。 ○病児保育事業の実施については課題のひとつであり、現在の制度での実施方法を模索している。条件が緩和されることにより本事業の実施の可能性が高くなることから、条件緩和は必要だと考える。 ○病児保育のニーズは高いものの、時期による変動や、当日のキャンセル等も多く、常勤の職員を複数雇用することにより、施設側の経済的負担が過大となっている。左記のように配置要件が緩和できれば、実態に即した柔軟な運用が可能になると思われる。 ○現在、6施設に事業を委託しており、年間延べ3,500人程度の利用実績があるが、稼働率は50%を下回る状況にある。また、委託先においては、看護師の人材確保で苦勞している状況も見られる。本提案のように、看護師の配置要件が緩和されれば、人材の効率的な活用が図られるとともに、よりニーズに沿った事業実施が可能になるものと考ええる。	【全国知事会】 子育てへの不安の解消などに向けて、病児保育事業に係る国庫補助の職員配置に関する要件の緩和を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、利用児童の急変時の対応や保育士及び看護師等の有資格者の確保について留意すること。	○ 現行制度の下で、提案の内容は実施可能であることが実施要綱からは読み取りづらく、また、どこまでが可能なものかについても不明確である。事業者等にとっても分かりやすくするという観点から、実施要綱へ明記するなど、対象範囲の明確化を行うべきではないか。 ○ 病児保育事業については、地域の状況により様々な実施形態があるため弾力的な対応を行うべきもののとの考えが示されたが、今後検討される通知等においては、その旨を明確に記した表現振りを検討すべきではないか。	病児保育事業の実施に際しては、児童の安全面、衛生面等に十分配慮されていることを前提とした上で、利用児童が発生した場合に近接病院等から保育士及び看護師等がすぐに駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐は要件とはしていない。 上記の趣旨を周知するため、具体的な事例を含め、柔軟な対応が可能である旨の事務連絡を各自自治体宛てに発出予定。	6【内閣府】 (4)子ども・子育て支援法(平24法65)(厚生労働省と共管) 病児保育事業については、利用児童が見込まれる場合に近接病院等から保育士及び看護師等が駆けつけられる等の迅速な対応が可能であれば、保育士及び看護師等の常駐を要件としないなど、柔軟な対応が可能であることを地方公共団体に平成27年中に通知し、あわせて、「病児保育事業実施要綱」(平27厚生労働省雇用均等・児童家庭局)を平成28年4月を目途に改正する。